

関係者ヒアリング結果概要

1 日時

令和5年2月7日（火）10時30分～11時44分

2 場所

オンライン開催

3 対象者

日本行政書士会連合会副会長 坪川 貞子 氏

日本行政書士会連合会国際・企業経營業務部長 水野 晴夫 氏

日本行政書士会連合会国際部門次長 櫻田 直己 氏

日本行政書士会連合会国際部門部員 下川原 孝司 氏

日本行政書士会連合会国際部門部員 松田 秀幸 氏

日本行政書士会連合会国際部門部員 西川 剛史 氏

日本行政書士会連合会国際部門部員 黒田 敬子 氏

日本行政書士会連合会国際部門部員 須藤 哲哉 氏

4 対応者

出入国在留管理庁政策課外国人施策推進室 朝熊法務専門官 ほか

5 内容

（相談対応支援において求められる役割・業務内容について）

- 相談現場において、外国人の目下の在留状況や緊急性に応じて、できる限り短時間で適切な措置の優先順位を決定することが重要である。
- 相談者が、単なる相談のみにとどまらず、行政手続等の具体的な対応まで求めてくることも想定されるところ、コーディネーターが有償で行政手続等を行った場合、各士業法に抵触してしまう場合があるのではないかと懸念している。
- 特定技能外国人登録支援機関の多くが商業目的で業務を行っているのではないかと思われる状況が見受けられることから、本件コーディネーター制度については、社会貢献の観点からの取組となるよう留意する必要がある。

（予防的支援で取り組むべき内容について）

- 外国人が資格外活動などの入管法違反を犯さないために、基本的な在留管理制度に関する説明を行うほか、各都道府県・市区町村での各種手続に関する説明を是非実施してほしい。
- 将来的に在留カードとマイナンバーカードの一体化が検討されているところ、同制度の内容についても説明が必要であると考えている。

(予防的支援の実施場所について)

- 本件コーディネーター制度は、基本的に社会貢献の活動になると想定されるので、国際交流センターなどの公共施設を利用するほか、各都道府県に設置されている行政書士会の施設でオリエンテーションを実施するのも良いのではないかと。
- 外国人は、日本人の意識以上に宗教に関する信仰心が高い場合も多く、日常的に寺院や教会などに足を運んで、僧侶・神父・牧師などに悩みや困り事を打ち明けている場合がある。そのような場で打ち明けられた困り事などのうち、公的・法律的な対応が求められる案件については、必要に応じて自治体や専門家、行政書士、民間企業等に協力を求められるような関係構築が図れる取組があると良いのではないかと。

(コーディネーターに求められる能力について)

- 生活上の困り事を分野ごとに振り分けられる能力が必須である。そのためには、適切な判断を行うための基礎知識・法律の知識が必要となることはもちろんのこと、適切な連携先を選択する能力、コーディネーターに関する理解、企画・設計・マネジメント能力、総合調整能力等を身に付ける必要がある。
- 随時新しい連携先が増えていくことが想定されるため、各連携先の情報収集能力等も必要である。
- 本件コーディネーターは外国人と接する仕事であるため、コミュニケーション能力も当然のことながら重要である。
- 学科試験だけではなく、コミュニケーション能力や、相談事を分野ごとに振り分けられる能力等が身に付いているかどうかをきちんと見極めるための面接試験を実施するなど、しっかりとしたコーディネート人材となるように考慮してほしい。

(国家資格化について)

- 国家資格化した結果、各コーディネーターが民間事業のような形で本制度を利用することも想定されるところ、手数料の発生等により外国人が気軽に相談できなくなることも考えられるため、商業的にならないような制度設計をしてほしい。
- 全ての国家資格において、非常に厳しい試験が設けられていることから、本件コーディネーター制度についても、それに準じた厳しいものにしてほしい。

- 本件コーディネーター制度は基本的に認証制度にとどめ、例えば我々行政書士のような国家資格者がコーディネーターとして認証を受け、各分野で専門性を生かした情報提供を行い、予防的支援を実施するのが良いのではないか。

(コーディネーターの配置先について)

- 地域ごとの外国人割合に応じて配置すべきであり、制度が形骸化しないように市区町村単位での地域密着型が望ましいと考えている。
- コーディネーターの事務所、自治体、公共施設や行政書士事務所などにコーディネーターの名簿等を配置し、来所した相談者に示す等の方法があれば、相談者の選択肢が増えるので非常に良いのではないか。
- 一次相談場所としては、相談内容に応じてコーディネーターを探して相談者に提案できるよう、各自治体に相談窓口を置くのが良いのではないか。

(現行の相談対応の課題・問題について)

- 高い専門性を有する相談員は存在しているものの、マンパワーが不足していることが一番の問題であると考えている。
- 緊急性のある相談であっても、相談場所によっては月に1～2回しか相談対応が実施されないなどの制限があり、即時対応ができないケースがある。その上、緊急性の高い相談を分野ごとに切り分けて対応できる場所となると、さらに相談場所が限られてしまう。
- 外国人住民が少ない地域では、そもそも相談対応の連絡先が分からない場合や、相談場所への物理的距離が遠く、実際に赴くには時間が掛かりすぎる等の問題がある。このような場合、オンライン面談などの対処方法が考えられるが、居住地域によっては、ネットワーク環境やインフラ整備などの課題があるのではないかと懸念している。
- 地域に同国出身者が少ない場合は、外国人が孤立するおそれが高くなるため、日頃からイベントを実施するなど、地域住民と関わりを持つ機会を増やすことが重要である。

(研修体制について)

- コーディネーターには、多様性を求め、人が人を大切にする人権尊重の社会を作り上げるための基本的な考え方が最も重要であると考えていることから、入管法令、労働関係法令、基本的人権に関する基礎研修、国際私法に関する体系的研修及び事例研修並びに日本の生活様式に係る研修が必要であると考えている。

- 外国人からの相談内容は、入国・在留手続にとどまらず、婚姻、離婚、就職、起業、経営、教育、労働環境、住まい、相続等の生活のあらゆる分野に及ぶことが想定されるところ、とりわけ、婚姻や離婚、相続については、涉外戸籍に関する各国の法律や要件等の法的知識や各自治体における統一的な運用の集積や情報の共有が不可欠である。
- 婚姻や離婚、就職、起業などに際して、在留資格がどのように関わるのかを理解しておく必要があると考えられるところ、コーディネーターや地方自治体職員向けに行う在留資格に関する研修の講師には、我々行政書士が適しているのではないかと考えている。
- 研修はもちろん必要だが、研修を終えたからといって専門人材と呼べるのかどうかを、コーディネート能力も含めて検討してほしい。

(外国人を支援する人材を育成するために必要な研修について)

- 相談者のバックグラウンドとなる国籍、地域、民族、言語、宗教、文化的多様性など、多文化共生を理解するための基礎知識を習得するための研修が必須である。
- ①お互いの違いを認識した上で、外国人に日本のルールや慣習等をやさしい日本語で伝えるための能力、②他者を尊重し、相手や状況に合わせた効果的なコミュニケーションを取るための知識・技能、③多様な他者と信頼関係を構築し、チームを作ってネットワークを広げる能力、④組織の枠組みを超えて連携、協働及び推進するプロセス等を学ぶことも重要である。
- 相談対応時に法的な見解の回答が求められた際の対応方法や、土業の業務に係る知識（特に土業法との抵触）等が形骸化しないよう、法令遵守制約をカリキュラムに取り入れてほしい。
- 技能実習制度において発生している諸問題を、本件コーディネーター制度に生かすことが重要であると考えているため、技能実習制度で法定講習として実施されている「監理責任者講習」の研修体制を参考にすると良いのではないか。
- 近年、多文化共生が注目されている中で、当会では大学教授等を招いて人権に関する研修等を行っているほか、各都道府県において寄せられた人権に関する様々な相談事項等について情報共有を行っている。また、当会には権利擁護推進委員会という組織があり、会員の中には「人権擁護委員」を拝命している者もいる。
- 人権研修に関しては、法律的な人権のみではなく、日常生活における人権や、LGBTに基づく人権の保護等も研修内容に盛り込むことが必要であると考えている。

(外国人に対する相談支援・支援の現状について)

- 相談者が生活者として次のステージに進んだ際に、どのような悩み事を抱え、何を求めているかを適切に把握しサポートすることが重要であると考えるが、実際に相談者の生活を毎日見ているわけではないので、具体的にどのようなサポートが必要であるのかといった細かな点までをケアすることの難しさを感じている。例えば、外国人が病気になった際に、近隣の病院を案内するだけでは本人は何もできないので、病院までの付き添い、病状の説明、費用や保険制度までのトータルケアが必要になるが、現状どの程度の支援体制ができているのかを知りたい。
- コーディネーター制度においては、職業上の領域を離れた時点で終了とするのではなく、連携後の進捗確認や、一定の成果を見える化した上で共有することが重要である。例えば、奈良県では、災害時通訳・翻訳ボランティアを募集して年に2～3回研修を行っているところ、ボランティアの人たちは従事する外国語ごとにグループ分けされており、日頃から外国人のサポートをしたいという志のあるメンバーで構成されている。このように各言語に精通し外国人相談に対応できる地域住民を、コーディネーター候補として把握することも重要であると考えている。
- 地域密接型の制度となるよう、各市区町村の外国人相談窓口との連絡・連携をしっかりと行うことが重要である。

(外国人からの相談内容として今後増えることが見込まれる案件について)

- 在留外国人についても高齢化が進んでおり、認知症を発症するケース等が増えることが見込まれるため、その方の財産保護の観点等も含め、成年後見制度の運用等に関する相談も視野に入れておく必要があると考えている。

(国に対する要望)

- 実際にあった事例として、外国人女性が妊娠した際に、オーバーステイを理由に母子手帳が発行されない事例があった。本件については、行政書士が間に入り、パートナーが住所を置いている自治体に依頼したことで最終的に母子手帳が発行されることとなったが、本人はとても不安がっていた。オーバーステイ等の法律違反はもちろん良くないが、こどもの健康福祉のためにも柔軟に対応するようにしてほしい。
- コーディネーターだけで全ての相談に対応するのは難しいので、各自治体の外国人材受入れサポートセンター等に一定の予算をつけて、そこに人材を常駐させたり、定期的に相談窓口を設置する等すれば、外国人が相談

に行きやすくなるほか、国や自治体がしっかりとサポートしていることが外国人に伝わることで、外国人も安心して暮らしていけると思う。

- 外国人にとって、子どもの教育や日本語教育は大きな壁となるので、しっかりとサポートしてほしい。
- 現場で様々な問題に直面して戸惑うことも多い中で、相談窓口が連携できていないことも多々あるので、きちんと組織化し、連携の形がはっきり見えるようにしてほしい。
- コーディネーター制度が国家資格化されると、オーバーステイなどの法令違反者は通報されることをおそれて相談しづらくなることも考えられるので、たとえ法律違反の状態であっても必要な行政手続きを受けられるようにケアしてほしい。
- コーディネーターが、やさしい日本語で外国人とコミュニケーションを取れる体制を整えるほか、在留外国人にもやさしい日本語であれば最低限のコミュニケーションが取れるような日本語能力を身に付けてほしい。それを在留資格の要件とすることは難しいかもしれないが、例えば、在留期間の更新で3年、5年の在留期間を付与されるためには、「やさしい日本語の研修を受けていること」や、「一定以上の日本語能力の資格をもっていること」などがプラスの評価とされるようにすると良いのではないか。
- 外国人がコーディネーターの資格を取得した場合に、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格該当性を認めることなどを明確にすれば、優秀で志のある外国人のコーディネーター志望者が増えるのではないか。
- 行政書士は、外国人の手続だけでなく、高齢者に係る成年後見制度や、障がい者支援、LGBTに係る問題なども取り扱っており、様々な情報を取りまとめて共有していることから、実例等も含めた対処方法などをお伝えすることも可能である。当会としても、外国人がしっかりと生活できるよう支援していきたいと考えているので、行政書士を積極的に活用していただきたい。

以上